

平成 23 年 6 月 28 日

特別非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金
事務局長 坂元 雅行 殿

環境省 自然環境局 野生生物課
経済産業省 製造産業局 紙業生活文化用品課

「象牙違法取引事件（2011年5月11日逮捕）を受けて、緊急にとられるべき国内象牙流通管理上の措置に関する申入れ」に対する回答

日頃より絶滅のおそれのある野生生物の保全行政に御理解を賜りありがとうございます。
2011年6月6日付けで送付のあった「象牙違法取引事件（2011年5月11日逮捕）を受けて、緊急にとられるべき国内流通管理上の措置に関する申し入れ」については、以下のとおり回答します。

本象牙違法取引事件に関係する事業者に対する措置については、現在余罪も含めた捜査・取調べが行われているところであり、回答は差し控える。なお、行政庁が特定の者に義務を課し、またはその権利を制限することは、法律の根拠に基づいて行われなければならないものであって、これを超えて不利益処分を課すことはできない。

環境省及び経済産業省では、本事件を受けて、関係業界団体に対して法令の順守、再発防止等の指導を行なったところであり、特定国際種事業者に対する報告徴収についても既に実施準備に入っている。

以上